

## 履修規程

(総則)

第1条 この規程は、学則に従い、学生の科目履修について規定する。

(卒業要件単位)

第2条 必修科目及び選択科目から修得しなければならない卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

区分		人文学科 キャリア・イングリッシュ専攻	人文学科 保育・幼児教育専攻	人文学科 児童教育専攻	心理臨床学科
共通 教育 科目	必修	19			
	選択	9			
専門 教育 科目	必修	18	31	35	14
	選択	38	25	21	42
その他		40	40	40	40
計		124			

(教職課程)

第3条 本学の教職課程によって取得できる教員免許状は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
- (2) 小学校教諭一種免許状
- (3) 中学校教諭一種免許状 (英語)
- (4) 高等学校教諭一種免許状 (英語)
- (5) 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)

2 前項の教員免許状の取得に要する科目は、教職課程履修規程に定める。

(資格取得)

第4条 本学で取得できる資格は、次のとおりとする。

- (1) 保育士資格
- (2) 公認心理師 (国家試験受験資格に必要な学部における科目の単位)
- (3) 精神保健福祉士 (国家試験受験資格)
- (4) スクール(学校)ソーシャルワーカー
- (5) 認定心理士及び認定心理士(心理調査)
- (6) 社会調査士
- (7) 准学校心理士

2 前条の資格取得に要する科目及び単位数は、別に定める。

(数理・データサイエンス・AI教育プログラム)

第5条 本学に、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うため、数理・データサイエンス・AI教育プログラム (「データサイエンス・AIユーザープログラム」以下「プログラム」という) を置く。

2 前項のプログラムに要する科目は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する規程に定める。

(副専攻)

第6条 学科・専攻に、一人ひとりが主体的に興味関心のある分野を学修するため副専攻を置く。

2 前項の副専攻に関する科目は、九州ルーテル学院大学副専攻規程に定める。

(履修制限)

第7条 学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、49単位とする。

2 同一時間帯に開講される科目を2つ以上履修することは、できない。

3 科目によっては、履修を制限することがある。

4 九州ルーテル学院大学における教育の質保証に関する規程第3条第1項第9号により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは、教授会の議を経て、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

5 前項により、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することが認められた者は、8単位を上限として履修科目を登録することができる。

(履修届)

第8条 学生はアドバイザーと相談して履修する科目を選択し、受講する授業科目を登録しなければならない。履修登録は各学期の所定の期日までに完了するものとし、教務課に届け出なければならない。

2 履修を登録していない科目の受講又は受験は認めない。

3 登録した授業科目の変更及び追加取消し等は予め指定された期間内に限るものとする。

(履修取消)

第8条の2 履修登録期間以降の取消しは、原則としてこれを認めない。ただし、次の各号に掲げるやむを得ない理由がある場合は、当該学期の履修途中における全ての授業科目を取り消すことができる。

(1) 病気

(2) 不慮の災害

(3) 交通事故

(4) その他、教授会で認めたもの

2 前項で取り消した科目の単位数は、第7条第1項及び第5項に定める年間履修制限の単位数に含むものとする。

3 履修登録後に休学した場合は、当該学期に履修登録した全ての授業科目(単位を取得した科目を除く)を取り消すものとする。

(配当年次)

第9条 授業科目は、学則別表に定める配当年次以上で履修し、その単位を修得することができる。

(不開講科目)

第10条 履修登録者が5名以下の授業科目については、原則不開講とする。ただし、必修科目及び教員免許状・資格取得に関する授業科目については、教務委員会が必要と認めた場合は、開講することがある。

2 不開講となった授業科目に代わり、履修者が希望する場合には、他の授業科目を新たに登録することができる。

(履修者の制限)

第11条 授業を円滑に実施するため、授業の形態及び教室の設備等により、履修者を制限することがある。

2 前項の履修制限は、抽選又は選考により行うものとする。

3 前項の抽選等を経ない履修登録については、これを無効とする。

(重複履修登録)

第12条 既修得科目については、再度履修することはできない。

2 同一時限に複数の授業科目を重複して履修することはできない。ただし、隔週で開講する授業科目を除く。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年以前に入学した者については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成22年以前に入学した者については、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月18日に制定し、令和3年度入学生から施行する。
- 2 令和2年以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5（2023）年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和5年度以降に入学した者について適用する。

- (1) 第2条
- (2) 第3条第1項
- (3) 第4条第1項第5号、第6号、第7号及び第4条第2項
- (4) 第5条及び第5条第2項
- (5) 第6条及び第6条第2項
- (6) 第7条第5項